

平成 22 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 22 年 12 月 16 日

益田委員

私は暴力団の排除条例についてお伺いしたいと思います。これは、今日も、そして前の委員会でも、各会派からも質疑があつて、今や隙間しかないわけでございまして、隙間質問で大変申し訳ありませんけれども、でもやはりそれは聞いていたのではないかと、こういうふうにする人もいるかもしれませんが、そこはちょっと御勘弁いただいて、構成上の質問ということで、最初からお断りしておきます。

まず、条例の定義の中に、いわゆる暴力団とか暴力団員、暴力団員等、その他いろいろ並んでおりますけれども、暴力団員等といいますと具体的にどういうものなのか教えてもらいたいと思います。

暴力団対策課長

暴力団員等の具体的な定義等でございますが、本条例の第 2 条でございます。こちらの定義では、暴力団員等とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、というような定義になっております。暴力団員とは暴力団対策法第 2 条の第 6 号で規定します暴力団の構成員、暴力団でなくなった日から 5 年を経過しない者、これにつきましては、暴力団から脱会した、脱退したと認められた日から 5 年以内、これによりまして、両者を総称した者が暴力団員等ということになります。これは、廃棄物処理法ですとか貸金業法、他の法律におきまして暴力団でなくなった日から 5 年を経過しない者については、事業許可を与えないなどの規制がございます。本条例もこれに倣ったということでございます。

益田委員

この前も 5 年経過するしないという話がちょっと出ていまして、それは非常に難しいわけで、届出を出してやめましたということになっているのか、届出を出して、私は暴力団になりましたということが明確になっているのか、私にはよく分かりませんが、いずれにしても極めて 5 年というのは曖昧だとは思いますが、今更ここで理屈っぽい話をしてもしょうがないので、耳に挟む言葉で準構成員という言葉があります。だから、この条例は、いわゆる真ん中にある的というのはいわゆる暴力団員です。準構成員とは、僕らのイメージでは周りを取り囲んでいる、何か分からないけれども、その人たち。それから、もっと言うと、その周りにもうちょっと暴力団をかたるみたいないいかげんなやつがいる、私のイメージですが、こういうふうにいるわけですが、今 5 年を経過するしないの話はいわゆる準構成員ということではないんですか。

暴力団対策課長

準構成員の定義につきましては、警察庁の暴力団総合対策要綱を受けました本県の同要綱によって規定をしております。それによりまして、準構成員とは、暴力団の構成員以外でありまして、暴力団の周辺にある、この暴力団と交わりを持つ者で、要件は二つございまして、一つは、暴力団の威力を背景にしまして、暴力的不法行動を行うおそれのある者、もう一つは、暴力団または暴力団員に対しまして資金ですとか武器等の供給を行う、こういう暴力団の維持、運

営に協力し、または関与する者のいずれかに当てはまる、これを準構成員として定義しております。このように準構成員か否かという問題でございますが、その行為によって判断されるべきものでございますので、暴力団でなくなった日から5年を経過しない者が準構成員であるか否かということは個別具体的に判断されるものと考えます。

益田委員

今その行為、それから答弁の中に背景という言葉が出てきましたが、例えば実は暴力団というそのものに県民が、直接触れるというか、生活で何かぶつかったとかということは意外と少ないんです。暴力団は絶対駄目ですよ。だからこれはこれでいいんだけど、県民のうち、何人が暴力団と関わり合いを持ったことがあるのかと言え、ほとんどいないに等しいと思う、人数から言うところです。ところが、私の経験の中で、例えば交通事故でですが、特に御婦人なんかがよくあるのは、瞬間的にそれっぽいような、今言った背景みたいなことを、俺はこんなようなものなんだといういわゆるかたるやつ、これに結構ぶつかっているのよ。交通事故だけではなくても、何かのことで威嚇するというか、そういうようなかたるやつが実際に結構いるんです。それで県民の人たちが恐怖感を抱いたりして、非常に生活的に厳しいとか精神的にもダメージを受けるということが実際にあるわけ。この条例を見ていくと、これは正に暴力団の排除条例だからこれでいいんだけど、暴力団をかたるやつ、こういう者の方が数からいったら圧倒的に僕は多いと思うんで、中身の悪質さは別として、こういう条例で規定することを僕は期待はしていたのよ、このようなところの裾野が広がるのではないかと。それがいいんですけれども、その点についてはいかがでございましょうか。

暴力団対策課長

本条例では、もともとは、暴力団が拳銃使用等の凶悪犯罪によって、社会に大きな脅威を与えたり、不正な資金獲得活動によって社会経済に悪影響を与えたりするなどの反社会性を有する、これらに鑑みまして、これらの暴力団を排除することとした条例でございます。これらの背景がございまして、本条例の対象はあくまでも暴力団としての属性を有するとなっております。

益田委員

確かにそうなんだと思う。だけれども、実際に日常生活の中では暴力団のようなものかたる、これが非常に実際にあるわけ。だから、条例でいきなりそこまでかぶせられないならば、じゃこういう条例をつくって、だんだん網の目を小さくしているわけ。法律があり、条例をつくる。こういう悪質な連中というのは、まちの中をかつ歩いて歩いているやつもいるんだけど、この条例ではそういった人間に対して全く対処できない、こういうことではございましょうか。対処についてお答えいただきたい。

暴力団対策課長

御指摘の暴力団をかたる者を条例でどのように対処するかという部分でございますけれども、本条例では、第7条で県民の役割としまして、県民の方々に暴力団排除に積極的な役割を果たすように努めていただく旨の規定をしております。その際、県民の方々によりましては、暴力団の威力を示している者が、

暴力団員か暴力団をかたる者が分からないということが、非常に多いと思われ
ます。しかしながら、それが暴力団をかたる者であったとしても、その情報が
暴力団排除のために非常に有力な情報であると考えております。このようなこ
とから、積極的に県民の皆様方に情報提供していただきたいと、そして警察と
いたしましては、通報を受けた場合に積極的にかたる者についても事件化する、
こんなような形で対処をしていきたいということを考えています。

益田委員

何か事が起こったときに、私は暴力団員ですなんて名札を付けているやつは
1人もいないわけだよ。準構成員なんて名札を付けているやつはいないわけだ
よね。ところが、現実には言葉だとか何となく態度、振る舞いで、先ほど言っ
たような恐怖心を県民に対して与えたりなんかするということが現実にあるわ
けよ。皆さん方も何となく分かっているはずですよ。ところが、ちょっとこれか
ら質問する、若干難しいところがあるかもしれないけれども、例えば交通事故
なんかの場合は、そういう目に遭っても警察には届けないんだよ。届けないと
いうか言わないんだよ、その人も当事者だから。そういうことを意外と警察は
把握しにくいはずなのね、交通事故の場合です。それ以外の場合もあるだけ
けれども、今、条例は条例で、それでいいとして、いわゆる暴力団をかたる者
について警察としてはどういように対処していくのか、お話しいただけますか。
条例ではなくて警察としてどうでしょうか。

暴力団対策課長

まず、条例の方から説明させていただきます。

条例では、県民の方々に暴力団排除に積極的な役割を果たすように努めてい
ただくように規定しております。たとえそれが暴力団をかたる者であったとし
ても、暴力団排除のため非常に有益な情報であると考えておりますし、積極的
に情報提供をしてもらいたいと思います。そして、例えば、委員御指摘のよう
に、交通事故等の際に、暴力団をかたって心理的圧迫を与えまして、示談交渉
を優位に進めたり、それから事故を申告させないといったような事案が判明し
た場合、私どもとしましては積極的に事件化を進めていくということになって
おります。

益田委員

これはちょっと矛盾するといったことなんですが、暴力団をかたる者とい
うのは警察にはなかなか分かりにくいんだと僕はさっき言ったけれども、もし今
まで暴力団をかたってそんなようなことをやって実際に検挙したという件数が
分かれば、お答えいただけますか。

暴力団対策課長

暴力団をかたる者の検挙状況でございますけれども、事例をちょっと挙げて
御説明させていただきます。

一つは、同級生に、俺には山口組がついている、怖いものなんかない、こう
いうようなことを言って現金を脅し取った恐喝事件、それからもう一つは、俺
は稲川会のナンバー2の事務所に入出入りしている、事務所に挨拶に行かないと、
こんな店をつぶしてやるぞというような脅しをした脅迫事件などございまして、

手集計ではございますが、本年10月末までで11件、11名、こういったかたる者を検挙しております。

益田委員

それはそれで非常に重要なことだと思うし、かたるやつを何とかたたかないと、またある意味でもしかしたら暴力団の予備軍かもしれないから、それは非常に重要な視点だから警察、現場としては非常に頑張ってほしいと思います。それで、ちょっと交通事故のことばかり伺って申し訳ないんですけども、例えば交通事故の過失の問題で、どちらが過失が多いか少ないかということでもまず最初いろいろもめるわけだ。そこに警察の人が来てくれて、いろいろ事実だけはちゃんと挙げてくれるわけですが、そういうときに、実は相手方に精神的にも落ち込まれるようなことを言われたとかなんとかというのは、実は自動車損害保険会社が、必ず入ってくるわけで、その人たちが意外と知っている。だけれども、保険で何とかしますからみたいな話になって、どちらが被害者か、加害者は分からないけれども、加害者として割合が大きい方がまあまあということになって終わってしまう、実はそこに結構潜んでいる場合もあるのよね。したがって私は、こういう保険会社だとか、それからまた業務上こういった暴力団に関する情報を知る機会が多いという業者があるんだから、そういうところからの協力が絶対必要だと思う。それで、芽が小さいうちにたたいてしまう、こういうことが僕は必要だと思いますが、この点についてはいかがですか。

暴力団対策課長

委員御指摘のとおり、暴力団をかたる者につきましては、例えば自動車損害保険会社など、その業務に応じて関心の高い業界があるものと考えられます。したがって、私も警察といたしましては、これらの事業者に対しまして、本条例の周知と併せまして積極的に情報を提供していただけるように、いろんな業界を含めて幅広く綿密に、これら呼び掛けて、そういったような情報を提供していただくということを考えております。

益田委員

こういう条例をつくったときに、一つのことの流れの分岐点になるわけで、つくったからということで、業界の人たちにも、暴力団の周辺だろうなという臭いがするような者までも教えてもらうことが、意外と核心のところにとどろき着くということもあるわけですから、是非それはやっていただきたいと思います。

次に、暴力団の事務所について、出入りするしないという話がありましたが、理屈っぽくって申し訳ないんですけど、暴力団事務所というのは一体どういう定義なんですか。

暴力団対策課長

暴力団事務所につきましては、本条例の第2条で、暴力団活動の拠点となる施設又は施設の区画された部分という定義をしております。これは暴力団対策法の第15条の対立抗争時の事務所の使用制限の規定にあります暴力団事務所の解釈と同様でございます。

益田委員

当然この事務所は、それぞれの署とかで把握はできているんだろうと思いませんけれども、ここら辺が企業も含めた県民からの情報が非常に重要だ。事務所というものに対して、ちゃんときちんとした対応するということになると思うんですが、情報提供の重要性というのはどういうふうに捉えているんでしょうか。

暴力団対策課長

情報提供の重要性については、私ども、これらの事件にしても、暴対法の中
止命令にしても、非常に大事だと思っております。その端緒ということで、情
報というのは非常に重要なもので、また暴力団排除活動、この条例に規定する
排除活動、それから従来からあります暴排活動を含めますと、そういった暴力
団の動きですとか事務所の状況ですとか、そういうことを個々具体的に、情報
提供いただき、把握していくことがスタートだと思っております。その辺が一
番重要だと認識しているところでございます。

益田委員

ちょっと質問がひっくり返ってしまうんですけれども、私がどういうことを
イメージして聞いているかという、いわゆる暴力団の事務所というのは、先
ほど言ったとおり活動の拠点で、そういう物理的なものがある。ところが、今
の時代になると、例えば1人の暴力団員が、自分の家を拠点にして、これだけ
インターネットだとか何とかいろいろな飛び道具が十分使える時代になると、
看板を掲げなくたって、そこが事務所になり得るということは十分あるでしょ
う。当然こういう条例ができれば、彼らは地下に潜り込むわけだ。そうすると、
表面から見て暴力団事務所というのは分からないけれども、その中ではそれに
似たような行為ができるということは十分に今の時代あるわけ。こういったも
のに対しては、今言ったような情報提供が必要で、それでやるんでしょうが、
こういったもの、いわゆる潜在化する暴力団事務所という言い方がいいのかど
うか分からないけれども、非常にそこが心配だから、そういうことについては
どういうふうに対処していくものか教えてください。

暴力団対策課長

委員の御指摘のとおり、今後、本条例が施行されることによって、暴力団事
務所が潜在化していくことが想定され、非常に危惧しているところでございま
す。しかしながら、例えば暴力団組織の看板がないマンションの一室なんかに
しても、定義の中の暴力団の活動の拠点となっている実態があれば、暴力団事
務所に該当してまいりますので、それぞれの状況等を個別具体的に総合的に判
断いたしまして、暴力団事務所という認定をして、本条例を適用していきたい
というように考えております。

益田委員

条例ができると、結構、潜り込んでしまうというか潜在化するというか地下
街に住むというか、そういう状態になることは皆さん方も想定しているはずな
んです。当然、情報が全てになるわけで、情報をもろうためにやらなければい
けないその手前の作業がこの本条例の周知です。これはやはり勝負どころだろ
う。特に先ほど言ったようなかたる者についてまで、条例そのものの解釈につ
いては、法律的にはその人たちは入らないけれども、とにかく暴力団をちらつ

かせたとか、当然準構成員やその他暴力団の核心に近いやつは絶対許さないということなんだけれども、この広報がやはり勝負であって、そうではないと情報を上げようにも上げられない。やはり情報を出す側は怖いから、自分のところにもう一回降りかかってきてしまったら嫌だと誰しも思うわけですから、この周知、広報についてちょっと教えてもらえますか。

暴力団対策課長

本条例におきましては、県民や事業者の方々に期待される役割も規定され、これらの方々による積極的な情報提供などの取組が特に重要ということでございます。したがって、施行までの間、日々これらを広く知っていただきまして、協力を求める必要があるものと考えております。県警察におきましては、県警察のホームページや広報紙等のメディアを有効に活用することに加えまして、本条例のポスター、チラシを作成しまして、各警察署はもとより、県や地域・職域暴力団排除組織などの関係団体に配布するほか、キャンペーン等を行うことで周知徹底を図ろうとしております。それとあわせまして、条例施行の4月には、県内の歓楽街の15地区の駅頭で県と共同でスタートキャンペーンを行います。これにおきまして、呼び掛けやチラシ配布など行ったり、県民や事業者の方々が集う場所を利用して、本条例の周知徹底を図りまして、このような情報提供の部分で協力を求めていきたいという所存でございます。

益田委員

いずれにしても、広報というのはつくった瞬間が勝負でして、こういう類の条例というのは、このときにどこまでやり切れるか、年月をかけて徐々にという話ではないわけだ。だから、この前、別の件で、本部長のコメントがいろいろ出ていたけれども、この条例についても新聞社にうまく言ってもらう方が僕は非常に大事だと思います。この条例は、やはりそのくらい腹を据えてやらないと、根本的な暴力団の排除にはなかなかつながりにくいんだらうと思います。

これが最後の質問ですが、福岡県との違いというのは、福岡県には暴力団に対する利益供与行為に対して罰則規定がある。僕らは、罰則規定があると結構きついとすぐ思うんだけど、神奈川県は、勧告、公表措置となっているんだけど、その理由について最後にお伺いしましょうか。

暴力団対策課長

委員御指摘のとおり、福岡県の条例では、事業者が、暴力団の威力を利用する目的で利益を供与する行為を禁止しまして、違反者に対して罰則を規定しております。一方、当県の条例においても、同様の行為を禁止していますが、違反した場合に対しては、調査、勧告、公表、これらの措置で対応することとしています。本県で規制します公表等の措置に基づいて、違反する事業者の名称等公表することとなれば、公表された事業者は反社会的勢力と関係を持つ事業者として、県民に広く認知され、社会的な評価を受ける、こういうことで、社会全体で暴力団を排除していこうというこの条例の基本的な考え方に結び付くというように考えております。このように、県警察といたしましては、勧告、公表等の措置は社会全体で暴力団排除を推進するという本条例の基本的考え方に沿うものであると考えているところでございます。

益田委員

分かりました。僕なんか、どうしても罰則があった方がいいのではないのと思うんだけど、それはそれなりに、皆さん方は専門家であり、今までの経験からも、こういうことになっているのだと思いますし、条例をつくるにはいろいろ大変なことがあったと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、とにかく暴力団というのは徹底的に排除しなければならないし、そういったものを少しでもかたって、自分を優位な立場に持っていこうなんて、そういう悪いやつは絶えてしまうみたいなことを本当にやり切って、県の方にこの条例を機に頑張ってもらいたいというふうに思っております。

私の質問は以上でございます。